

(未来の暮らし創造塾杉並) 会則

第1条 (名 称)

本会は、(未来の暮らし創造塾杉並) と称する。

第2条 (事 務 所)

本会の事務所は、代表宅内に置く。

第3条 (目的)

地球環境制約のもと、この先も心豊かに過ごすための新しい暮らし方のかたちや持続可能な低炭素社会を作るために、バックキャスト思考を用いて、未来に発生する将来問題を発見し、90歳ヒアリングで戦前の暮らしの知恵や豊かな感性の在り方を学び、ネイチャーテクノロジーにより自然を活かしながら、それを解決するワクワクドキドキするライフスタイルを新しく描き、その実現に向けて活動する。また、他の地域においてバックキャスト思考で同様の目的のために活動している人と連携し、学び合いの場を提供し、ライフスタイル変革の活動を杉並に定着させることを目的とする。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 定期的な勉強会を開催する。
- (2) 学びの中から実践できることを検討し、広めるための活動をする。
- (3) ライフスタイルの見直しの気づきを与える活動をする。
- (4) 新ライフスタイルへ変わることを促すイベントを開催する。

第5条 (会 員)

本会の会員は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 学びを通し持続可能な低炭素社会を実現しようとする者。
- (2) この会の目的に賛同し入会した者。

第6条 (入 会)

会員として入会しようとする者は、入会申込書を会に提出し会の承認を得るものとする。

第7条 (退 会)

1 会員は、退会届を本会に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 勉強会等を正当な理由なしに長期間 無断で欠席した場合
- (3) 会の運営に支障をきたす行動を行った場合

第8条（総 会）

- 1 本会の総会は、会員をもって構成し、開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則、事業等の変更
 - (2) 解散

第9条（会 計）

本事業運営にかかわる金品に関する規定は別途定めるものとする。

附 則

運用にかかわる詳細は別途協議により決定する。

本会則は、平成30年5月24日より施行する。

未来の暮らし創造塾杉並